

安全保障輸出管理規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 国際的な平和及び安全の維持を目的とする安全保障輸出管理を適切に実施するために、本規程を定める。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、交通インフラ D X 推進コンソーシアム（以下「当コンソーシアム」という。）が行う貨物の輸出及び非居住者への技術の提供（非居住者から強い影響を受けている居住者への技術の提供を含む）又は外国において技術の提供をすることを目的とする取引（以下「**技術の提供**」という。）に関する業務に適用する。必要な場合は、別に細則等を定めるものとする。

(定義)

第 3 条 「外為法等」とは、国際的な平和及び安全の維持の観点から貨物の輸出及び技術の提供を規制する外国為替及び外国貿易法とこれに基づく政令、省令、通達等をいう。

2 「**輸出等**」とは、貨物の輸出及び技術の提供（これらを前提とする国内取引を含む。）をいう。

3 「**貨物等**」とは、貨物及び技術をいう。

4 「**規制貨物等**」とは、国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている貨物及び技術をいう。このうち、輸出貿易管理令（以下「**輸出令**」という。）別表第 1 の 1 の項から 15 の項までに該当する貨物及び外国為替令（以下「**外為令**」という。）別表の 1 の項から 15 の項までに該当する技術を「**リスト規制貨物等**」といい、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する貨物及び外為令別表の 16 の項に該当する技術を「**キャッチオール規制貨物等**」という。

5 「**核兵器等**」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

6 「**核兵器等の開発等**」とは、核兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。

7 「**通常兵器**」とは、核兵器等以外の輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する貨物をいう。

- 8 「通常兵器の開発等」とは、通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- 9 「需要者等」とは、貨物の輸出であれば、貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。技術であれば、技術取引の相手方若しくは技術を利用する者又はこれらの代理人をいう。
- 10 「非居住者から強い影響を受けている居住者」とは、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。）1（3）サ①から③のいずれかに該当する居住者（自然人に限る。また、当該居住者を「特定類型」という。）をいう。

第2章 基本方針

（基本方針）

第4条 以下を当コンソーシアムにおける安全保障輸出管理の基本方針とする。

- 一 規制貨物等の輸出等については、外為法等に反する行為は行わない。加えて、米国等諸外国の安全保障貿易管理に關す法令を十分に尊重し、これを遵守する。
- 二 外為法等の遵守及び適切な輸出管理を実施するため、安全保障輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備、充実を行う。

第3章 組織

（最高責任者）

第5条 基本方針に基づき、安全保障輸出管理関連業務を適正かつ円滑に実施するため、幹事会議長を安全保障輸出管理の最高責任者とする。

（輸出管理統括部門）

第6条 最高責任者は輸出管理統括部門を設置する。輸出管理統括部門は、幹事会調整会議がこの責務を担う。幹事会調整会議の運営は幹事会調整会議メンバーの合議にて行われ、合議により出した結論について幹事会議長の決裁を受けて決定する。

2 輸出管理統括部門（幹事会調整会議）は、以下の業務を行う。

- 一 安全保障輸出管理規程の草案及び改定案の起草及び幹事会への改廃の付議
- 二 運用手続（細則）の制定、改廃
- 三 該非判定及び取引の審査、承認

- 四 輸出管理業務の統括及びコンソーシアム全体徹底事項の指示、連絡、要請等
- 五 監査
- 六 教育
- 七 関係部門等の長に対する報告等の要求、調査の実施、又は改善措置等の命令

(事業部門管理体制)

第7条 本規程の遵守及び輸出管理業務を適切に実施するため、普及促進委員会に輸出管理責任者を置く。輸出管理責任者は普及促進委員会委員長がこれを務める。

2 事業部門（普及促進委員会）の輸出管理責任者は、輸出管理統括部門（幹事会調整会議）の指示の下に、当該事業部門内の輸出管理に関する以下の業務を行う。

- 一 事業部門（普及促進委員会）運用手続（細則）の制定、改廃
- 二 輸出管理統括部門（幹事会調整会議）の指示、連絡、要請等の周知徹底
- 三 輸出管理手続業務の推進
- 四 貨物の出荷管理及び技術提供管理
- 五 教育

3 普及促進委員会委員長は、前項の業務を円滑に行うため、輸出管理担当者を若干名選任することができる。輸出管理担当者は、普及促進委員会内のワーキンググループその他の組織単位（以下「ワーキンググループ等」という）の委員長、副委員長、主査又は副主査がこれを務める。

4 前項の輸出管理担当者は、やむを得ない事情によりワーキンググループ等の委員長、副委員長、主査又は副主査が担うことができない場合、委員長、副委員長、主査又は副主査以外の者が務めることができる。

5 普及促進委員会委員長は、第2項第三号の輸出管理手続業務のうち該非判定の業務を適切かつ確実に行うため、該非判定責任者を選任する。

第4章 手続

(該非判定)

第8条 輸出等を行うワーキンググループ等は、当該貨物等がリスト規制貨物等に該当するか否かについて判定を行う。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

- 一 貨物等の輸出等を行う場合、該非判定責任者は、調達先のメーカー又は提案を受けた会員企業等から該非判定書又はパラメータシート等を入手して、当該貨物等の該非

が最新の外為法等に基づき判定されているかを確認する。ただし、調達先又は提案を受けた会員企業等から該非判定書等を入手しなくても判定できる場合には、当コンソーシアムの責任で判定してもよい。

二 調達先又は提案を受けた会員企業等から該非判定書又はパラメータシート等を入手できない場合は、該非判定責任者は該非判定に必要なデータ又は資料等をもとに、外為法等に則り判定する。当コンソーシアム内のリソースのみにて判定できない場合は関係省庁又は外部の専門機関等に相談する等、適切な措置を行う。

三 本項第一号、第二号のいずれの場合においても、該非判定責任者は判定結果を幹事会調整会議に提出する。幹事会調整会議は、判定内容について審査し、幹事会議長の決裁を受けて最終決定を行う。

(用途確認)

第9条 ワーキンググループ等は、輸出等の引合（非居住者（非居住者から強い影響を受けている居住者を含む）からの技術提供依頼を含む。以下、貨物の取引に関する引合と前記技術情報提供依頼とを総称して「引合等」という。）を受けた場合には、その輸出等を行おうとする貨物等の用途について確認を行う。

2. 前項の用途確認は、以下のとおり行う。

輸出管理担当者は、その輸出等を行うとする貨物等の用途について以下の項目に該当するか否かを確認する。

一 リスト規制貨物等については、

- ① 核兵器等の開発等に用いられる、用いられるおそれがある、又は用いられる疑いがある。
- ② その他の軍事用途に用いられる、又は用いられる疑いがある。

二 キャッチオール規制貨物等については、

- ① 核兵器等の開発等に用いられるおそれがある。
- ② 通常兵器の開発等に用いられるおそれがある。

3 リスト規制貨物等の用途の確認に必要な情報を需要者又は技術を利用する者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高める手続を実施し、用途の確認を行わなければならない。

(需要者等確認)

第10条 ワーキンググループ等の輸出管理担当者は、輸出等の引合等を受けた場合には、その行おうとする輸出等の需要者等について、以下の第一号又は第二号のいずれかの項目に該当するか否かを確認する。更に、リスト規制貨物等については、これに加え

て第三号の項目に該当するか否かを確認する。

- 一 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に記載されている。
- 二 核兵器等の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- 三 軍若しくは軍関係機関、又はこれらに類する機関である。

2 リスト規制貨物等の需要者又は技術を利用する者の確認に必要な情報を需要者又は技術を利用する者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高める手続を実施し、需要者又は技術を利用する者の確認を行わなければならない。

(取引審査)

第11条 輸出等の引合等の内容が以下に該当する場合、ワーキンググループ等の輸出管理担当者は、「審査票」を起票して、幹事会調整会議に取引の審査を申請する。当該取引を行うか否かの最終承認は、幹事会調整会議メンバーの合議を経て幹事会議長の決裁にて行う。

- 一 第8条の該非判定の結果、当該貨物等が輸出令別表第1の1の項から15の項、又は外為令別表の1の項から15の項に該当する場合。
- 二 第9条（用途確認）第2項の第一号又は第二号のいずれかに該当する場合。
- 三 第10条（需要者等確認）第1項の第一号、第二号又は第三号のいずれかに該当する場合。
- 四 経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合。
- 五 本項の第一号から第三号に該当するか否か不明の場合又は疑義がある場合。

2 審査票には、仕向地、貨物等の名称、該非判定結果、需要者、用途、取引経路等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

3 審査票を起票するに当たっては、取引の内容を事実即して正確に記入しなければならない。

4 国内取引であっても、貨物の輸出及び技術の提供を行うことが明らかな場合には、第1項と同様の手続を行う。

5 ワーキンググループ等は、幹事会調整会議の承認を得ることなく、当該取引を進めて

はならない。

- 6 ワーキンググループ等は、第1項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発等又は核兵器等開発等省令の別表の行為のために貨物等が用いられる疑いがあることを知った場合には、普及促進委員会委員長から幹事会調整会議を通じて最高責任者に報告し、最高責任者は行政庁に報告する。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第12条 第11条（取引審査）における承認を得た後、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない貨物の輸出及び技術の提供については、ワーキンググループ等は、所定の申請書及び添付書類を作成し、経済産業大臣に対して許可申請を行う。当該所定の申請書の名義人は普及促進委員会委員長とする。なお、普及促進委員会委員長が自ら申請できないやむを得ない事情がある場合には、普及促進委員会委員長は、輸出管理担当者に、当該申請をする権限を書面又は電子メールにて委譲することができる。

- 2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 3 ワーキンググループ等は、外為法等に基づく許可が必要な貨物の輸出及び技術の提供については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該貨物の輸出及び技術の提供を行ってはならない。

第5章 出荷管理

(貨物の出荷管理)

第13条 ワーキンググループ等の輸出管理担当者は、第8条（該非判定）及び第11条（取引審査）の手続が行われたこと並びに出荷される貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認する。また、輸出管理担当者は、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認する。

- 2 ワーキンググループ等は、出荷時に第1項の確認ができない場合は、直ちに出荷を取り止めて適切な措置を施すとともに、普及促進委員会委員長から幹事会調整会議へ報告する。
- 3 ワーキンググループ等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに輸出手続を取り止め、普及促進委員会委員長から幹事会調整会議へ報告する。幹事会調整会議は、ワーキンググループ等と協議して適切な措置を講じる。

(技術提供管理)

第 1 4 条 ワーキンググループ等の輸出管理担当者は、技術の提供に際して、第 8 条（該非判定）及び第 1 1 条（取引審査）の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない技術の提供の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認する。

2 ワーキンググループ等は、第 1 項の確認ができない場合は当該技術の提供を行ってはならない。また、第 1 項の確認ができない場合には、輸出管理担当者から普及促進委員会委員長を通じて幹事会調整会議へ報告する。

第 6 章 監査

(監査)

第 1 5 条 幹事会調整会議は、コンソーシアム内の安全保障輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行う。

2 幹事会調整会議は、前項の監査を円滑に執り行うため、輸出管理監査責任者を置くことができる。

第 7 章 教育

(教育)

第 1 6 条 幹事会調整会議及び普及促進委員会委員長は、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、当コンソーシアムの役員等並びに会員及びその役員と従業員に対し、計画的に教育を行う。

第 8 章 文書管理

(文書管理又は記録媒体の保存)

第 1 7 条 規制貨物等の輸出等に係る文書又は記録媒体を、貨物が輸出された日又は技術が提供された日から起算して、少なくとも 7 年間は保管する。

第 9 章 報告

(報告)

第 1 8 条 当コンソーシアムの役員又は会員は、当コンソーシアムの活動に関連して外為

法等又は本規程に対する違反の事実を知った場合又は違反のおそれがある場合には、その旨を所属するワーキンググループ等に速やかに報告し、これを受けた当該ワーキンググループ等は輸出管理担当者から普及促進委員会委員長を通じて幹事会調整会議に速やかに報告しなければならない。

- 2 幹事会調整会議は、第1項の報告の内容を調査し、当コンソーシアムが外為法等に違反したとき、又は違反したおそれのあることが判明したときには、安全保障輸出管理の最高責任者に報告する。最高責任者は、当コンソーシアム内の関係部門に対応措置を指示するとともに、遅滞なく行政庁に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

（附 則）：

- (1) 本規程は2023年6月8日より施行する。※以下、改定履歴を記載
 - ・2023年6月8日： 新規制定
 - ・2025年6月26日： 改訂（「技術検討委員会」を「普及促進委員会」に変更）
- (2) 本規程を改廃する場合は、幹事会の決議を受けなければならない。
- (3) 当コンソーシアムの安全保障輸出管理体制を付図に示す。

以上

付図： 交通インフラDX推進コンソーシアム 安全保障輸出管理体制図

